

第3部 基礎的資料

このパートでは、第1部の研究会での議論および第2部の実態調査をよりよく理解するための基礎的資料を取りまとめる。

1. 非営利活動に係る法人制度

非営利活動に係る法人制度について、税制を含めて制度間比較を行い、次ページ以下のように表形式で一覧にとりまとめた。

比較の対象は、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、認定NPO法人であり、また参考として株式会社、消費生活協同組合、企業組合、事業協同組合・事業協同小組合もあわせてとりまとめた。

なお、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人制度は平成20年12月1日より施行される。また、これらの他に、法人ではなく民法上の組合であり、構成員課税（パススルー課税）でありかつ構成員の責任が有限責任である有限責任事業組合（いわゆるLLP）があるが、今回は比較の対象から除外している。

○法人制度の比較

法人名	一般社団・財団法人	公益法人 (公益社団・財団法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利 活動法人 (認定NPO法人)	株式会社	消費生活 協同組合	企業組合	事業協同組合・ 事業協同小組合
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	特定非営利活動促進法	租税特別措置法及び同施行令	会社法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法
設立	準則主義	認可主義： ・公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）の認定を受けることができる（法4） ・行政庁は有識者からなる合議制機関（公益認定等委員会等）に諮問（法43、51）	認証主義： ・必要書類を提出し、所轄庁（内閣総理大臣または都道府県知事）の設立の認証（法101）	国税庁長官の認定（法66の11の2、令39の23）	準則主義	認可主義	認可主義	認可主義

法人名	一般社団・財団法人	公益法人 (公益社団・財団法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利 活動法人 (認定NPO法人)	株式会社	消費生活 協同組合	企業組合	事業協同組合・ 事業協同小組合
剰余金 分配・ 残余財 産分配	<p>○一般社団法人：</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない(法11Ⅱ) 社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない(法35Ⅲ) <p>○一般財団法人：</p> <ul style="list-style-type: none"> 設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない(法153Ⅲ) <p>○清算時：</p> <ul style="list-style-type: none"> 残余財産の帰属は定款で定める 前項の規定により残余財産の帰属先が決まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める・前2項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する(法239) 	<p>同左</p> <p>ただし、</p> <p>○清算時等：</p> <ul style="list-style-type: none"> 類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは下記に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定める(法5Ⅰ⑱) 私立学校法人 社会福祉法人 更生保護法人 独立行政法人 国立大学法人・大学共同利用機関法人 地方独立行政法人 その他政令で定める法人(特殊法人又は法令の規定により当該法人の主たる目的が公益に関する事業を行うものであることが定められているなどの要件を満たす法人)(令8) 	<ul style="list-style-type: none"> 営利を目的としない(法2Ⅱ) 構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益を構成員に分配することを目的としないことも求められる(運用方針*) <p>○清算時：</p> <ul style="list-style-type: none"> 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができる 前2項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する(法31) 	同左	<p>○株主の権利：</p> <ul style="list-style-type: none"> 剰余金の配当を受ける権利 残余財産の分配を受ける権利 株主総会における議決権を有する(法105Ⅰ) 株主に前項第1号及び第2号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは無効(法105Ⅱ) 	<p>○組合員の権利：</p> <ul style="list-style-type: none"> 払込済出資額の全部又は一部の脱退時の払い戻し請求権(法21) 出資口数の減少(法25) <p>○剰余金の割戻(法52)</p>	<p>○従事分量配当及び2割までの出資配当</p> <p>○脱退時の持分の払戻請求権(法20)</p> <p>○出資口数の減少(法23)</p>	<p>○利用分量配当及び1割までの出資配当</p> <p>○脱退時の持分の払戻請求権(法20)</p> <p>○出資口数の減少(法23)</p>

法人名	一般社団・財団法人	公益法人 (公益社団・財団法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利 活動法人 (認定NPO法人)	株式会社	消費生活 協同組合	企業組合	事業協同組合・ 事業協同小組合
事業	規定なし	<p>○公益目的事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（法1） <p>○法人の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的事業を行うことを主たる目的とするもの（法5 I） ・ 公益法人の社会的信用維持のためにふさわしくないものを行わない（法5 V） ・ 公益目的事業比率が50/100以上となること（法5 VIII・15） ・ 収益事業等を行う場合には公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（法5 VII）など 	<p>○特定非営利活動：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの（法2 I） <p>○法人の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その行う活動が宗教の教義を広め、儀式事業を行い、信者を教化育成することを主目的とするものではない（法2 II ②イ） ・ その行う活動が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主目的とするものでない（法2 II ②ロ） ・ その行う活動が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと（法2 II ②ハ） ・ 特定非営利活動事業に係る支出規模は、設立当初の事業年度・翌事業年度ともに総支出額の1/2以上（運用方針） ・ 特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業を実施できる（法5 I）（続く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教活動を行っていないこと ・ 政治活動を行っていないこと ・ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと ・ 総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が80%以上 	規定なし	<p>○次の全部又は一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業 ・ 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業 ・ 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 ・ 組合員の生活の共済を図る事業 ・ 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業 ・ 連合会は、前項の事業の外、会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業を行うことができる。 	<p>○商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業</p>	<p>○次の全部又は一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業 ・ 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ ・ 組合員の福利厚生に関する事業 ・ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業（続く）

法人名	一般社団・財団法人	公益法人 (公益社団・財団法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利 活動法人 (認定NPO法人)	株式会社	消費生活 協同組合	企業組合	事業協同組合・ 事業協同小組合
事業			<ul style="list-style-type: none"> ・その他の事業の収益は設立当初の事業年度・翌事業年度ともに特定非営利活動に係る会計に全額繰り入れられていること（運用方針） ・その他の事業において、設立当初の事業年度・翌事業年度とともに赤字計上されていないこと（運用方針）など 					<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業 ・組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 ・前各号の事業に附帯する事業

法人名	一般社団・財団法人	公益法人 (公益社団・財団法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利 活動法人 (認定NPO法人)	株式会社	消費生活 協同組合	企業組合	事業協同組合・ 事業協同小組合
税 制	○収益事業課税： ・非営利性が徹底された法人（注1）、共益的 事業を行う法人（注2） ○普通法人課税（全所得課 税）： ・上記以外の法人 ○税率：30%（800万円ま では22%） （第169国会提出法案によ る）	○収益事業課税（た だし、収益事業の範囲か ら公益目的事業に該 当するものは除く。） ○税率：30%（800万円 までは22%） ○寄附金の損金算入限 度額： ・（イ）所得の50%相当 額、あるいは、（ロ） 公益目的事業のため に支出した金額のう ち、公益目的事業の ために充当し、又は 充当することが確実 であると認められる もののうち、多いほう （第169国会提出法 案及び政府税制改正 要綱による）	○収益事業課税 ○税率：30%（800万円ま では22%） ○寄附金の損金算入限度額： ・所得の2.5%	同左 ○ただし、上限 20%のみなし 寄附金制度あ り	○普通法人課税（全 所得課税） ○税率：30%（資本 金が1億円以下の 法人は、800万円ま では22%） ○寄附金の損金算入 限度額： ・（所得金額の 2.5%＋資本等 の金額の0.25%）× 1/2	○普通法人課税 （全所得課税） ○税率：22%	○普通法人 課税（全所 得課税） ○税率：30% （出資 金が1億 円以下 の法人 は、80 万円ま では 22%）	○普通法人課税 （全所得課税） ○税率：22%
	寄附金税制		○法人及び個人が寄附する場合に控除あり（特定公益増進法人扱い）	○法人及び個人が寄附する場合に控除あり	○法人が寄附する場合に控除あり			
法人数	移行対象の現行公益法人は24,893法人（平成18年10月1日現在）、中間法人は、33,124法人（平成19年11月30日現在）			75法人（平成20年1月1日現在）	2,469,933法人（株式会社：1,042,236法人、有限会社：1,427,697法人）（平成15年度国税庁税務統計）	1,097法人（平成19年3月末現在）（平成19年度厚生・労働白書）	2,512組合（平成19年3月現在）（平成19年度中小企業組合白書）	事業協同組合37,758組合 事業協同小組合13組合（平成19年3月現在） 平成19年度中小企業組合白書

*内閣府国民生活局 「NPO法の運用方針」について（平成15年3月25日（平成15年12月28日改定））

（注1） 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人（平成20年度税制改正の大綱による定義）

（注2） 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人（平成20年度税制改正の大綱による定義）

（注3） 一般社団・財団法人、公益社団・財団制度は平成20年12月1日施行。

2. 非営利活動の資金提供・調達

(1) 本章の主旨

本章では、豊かな公を担う活動に関する資金の提供・調達の現状を、各種統計データを用いて整理する。非営利活動の主な担い手としては特定非営利活動法人と公益法人のほか、権利能力なき社団等の任意団体も存在するが、ここでは特定非営利活動法人と公益法人をとりあげる。

また、最近の動向として、本調査の研究会でも取り上げたとおり、営利と非営利の境界線上で社会的な事業を営む団体も増加傾向にあると考えられる。そこで、本章では上記の非営利組織にとどまらず、ソーシャルビジネスを行う団体についても関連データを整理した。ソーシャルビジネスに関しては、経済産業省産業構造審議会ソーシャルビジネス研究会の定義を採用し、「①社会性：現在解決を求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること」「②事業性：①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと」「③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組を開発すること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること」の3要件を満たした事業とし、その法人形態については問わないこととする。データとしてもソーシャルビジネス研究会のアンケート結果を援用して、現状を把握することとした。このデータには、ソーシャルビジネスを行う非営利組織も含まれている点に留意する必要がある。

なお、以下の検討では、収支規模、収入の内訳に加えて、事業系の団体にとって重要と考えられる借入金や負債の状況についてもあわせて把握した。

(2) 特定非営利活動法人に関する資金の現状

平成20年1月31日現在の特定非営利活動法人の総数は31,920法人である（内閣府HPより）。

以下、特別の断りのない限り、独立行政法人経済産業研究所の平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」報告書のデータによる。同調査は12,000法人を対象としたサンプリング調査である。

① 特定非営利活動の全収支規模

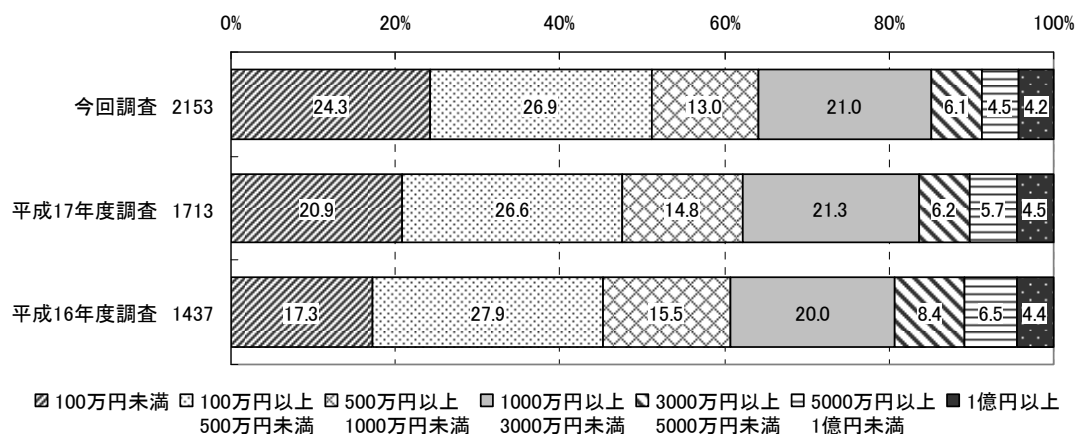


図 2-1 特定非営利活動の全収支規模

出典：平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

平成17年度の特定非営利事業活動の全収支規模（当期収入額＋前期繰越金＝当期支出額＋次期繰越金、無回答・無効を除く）は、「100万円未満」が24.3%となり、平成16年度調査から毎年割合が高くなっている。「100万円未満」と「100万円以上500万円未満」（26.9%）を合わせた『500万円未満』は51.2%となり、全体の半数を占める。平均値は1,888万円であった。

② 特定非営利活動の収入の内訳

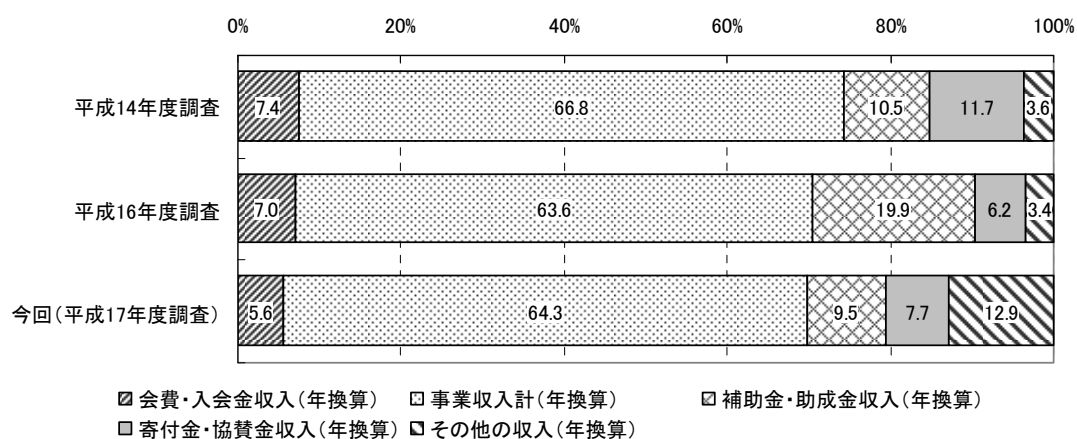


図 2-2 特定非営利活動の収入の内訳

出典：平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

収入の内訳については平成18年度の調査結果が公表されていないため、平成17年度の調査結果を掲載する。

事業収入が64.3%を占め、会費・入会金収入が5.6%、寄付金・協賛金と補助金・助成金収入をあわせて17.2%となっている。

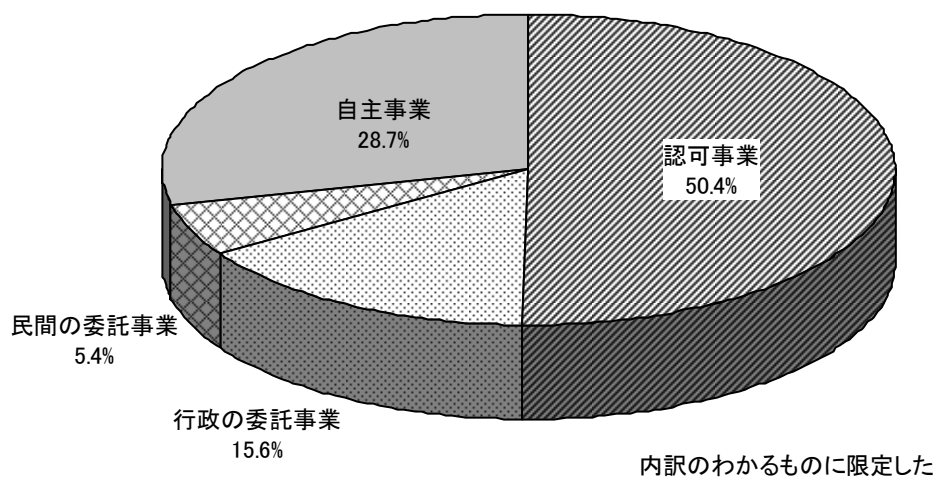


図 2-3 事業収入の内訳

出典：平成17年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

事業収入についての内訳は、主に介護保険による「認可事業」が約半数を占め、「自主事業」が約3割、「行政の委託事業」が15%程度となっている。行政からの事業収入が非常に大きな内訳を占めていることがわかる。

③ 借入金

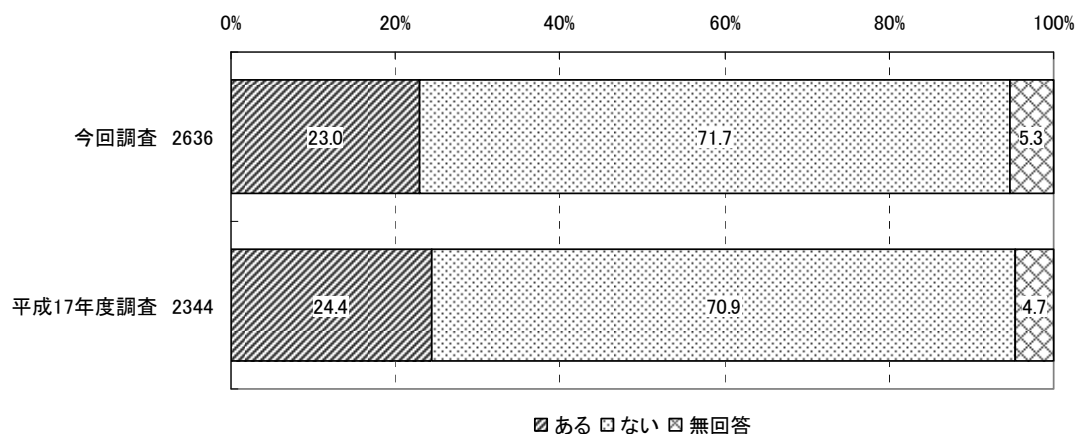


図 2-4 借入金がある団体の割合

出典：平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

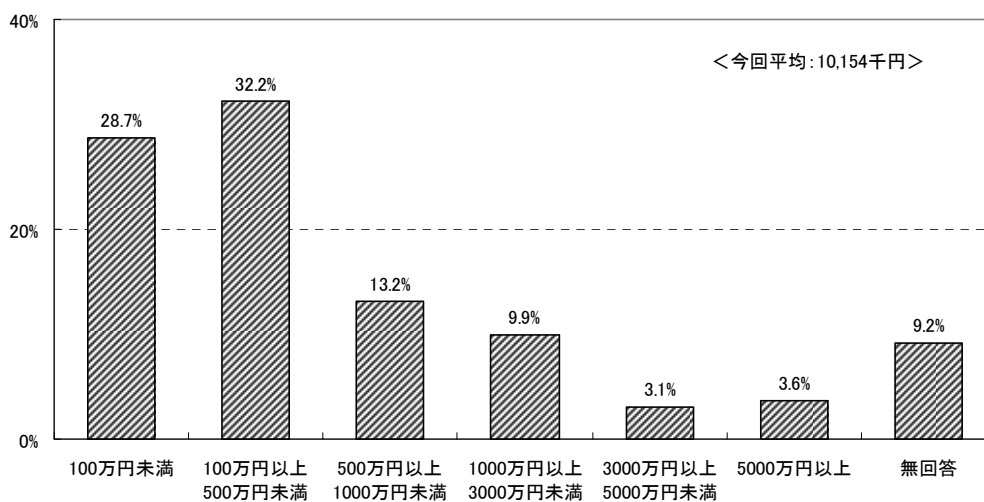


図 2-5 借入残高が「ある」と回答した団体の借入金残高

出典：平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

借入残高がある法人は23.0%で、借入残高が「ある」と回答した団体の借入金残高（平成18年11月末現在）は、「100万円未満」（28.7%）、「100万円以上500万円未満」（32.2%）の合計で、全体の6割を占めている。

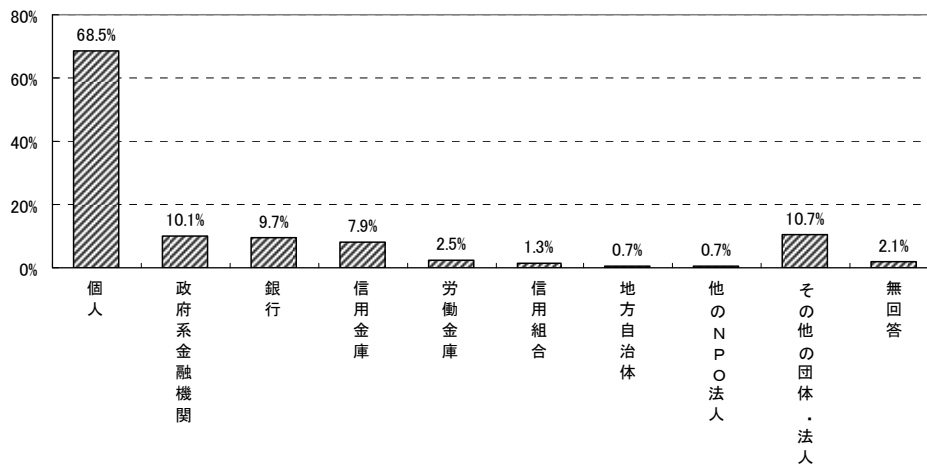


図 2-6 借入先

出典：平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

借入先は、個人が68.5%、政府系金融機関、銀行がそれぞれ1割前後となっている。個人借入れの多くは、団体の理事あるいは近しい支援者からのものと推察される。

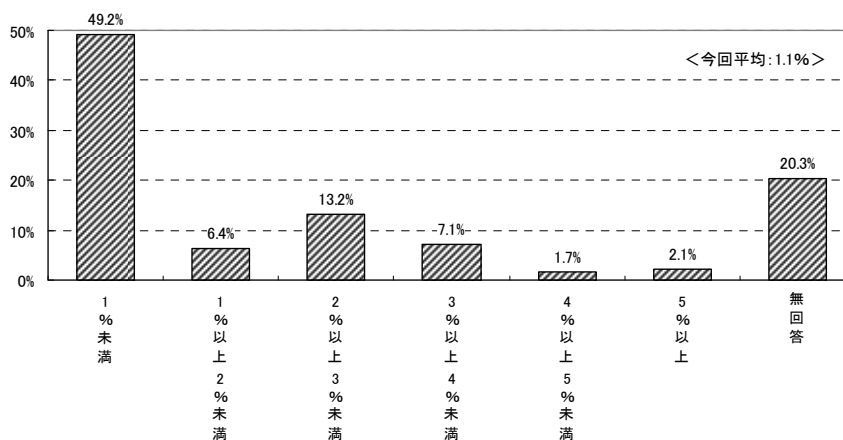


図 2-7 借入時の金利水準

出典：平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

金利水準は1%未満がほぼ半分を占めている。

なお、特定非営利活動法人には、出資にあたる制度がないため、出資金はゼロである。しかし、個人からの1%未満の金利による借入には、疑似私募債等の出資金に近い形態をとった長期借入が含まれていると考えられる。なお、疑似私募債による債務は出資金と異なり、貸借対照表上、純資産ではなく負債の部に計上されるため、債務超過の要因となりやすい。特定非営利活動法人については、「信用保証機関が存在しないこと」、「多

くの場合、担保とできる財産がないこと」と並び、「債務超過状態であること」は金融機関からの融資を受ける際のハードルとなることに注意が必要である。

④ 寄付

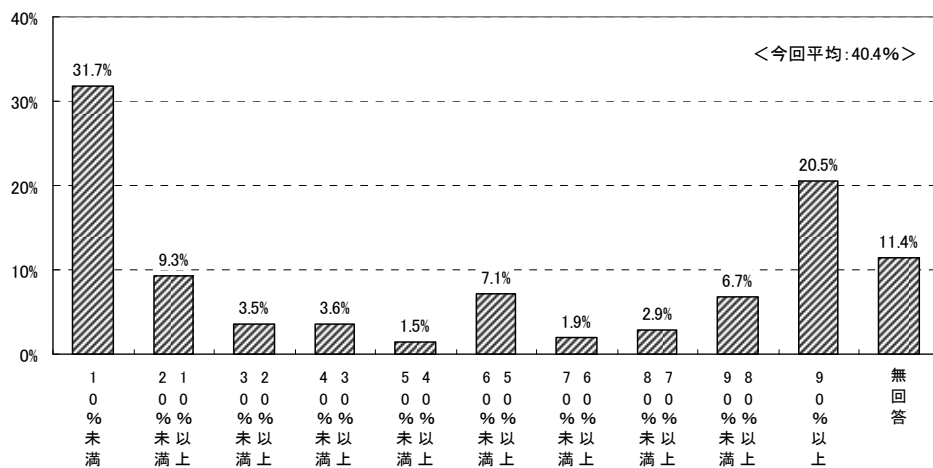


図 2-8 寄付者のうち寄付リピーターの占める人数の割合

出典：平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」（独立行政法人経済産業研究所）

寄付リピーター数や寄付総額を「把握している」「まあまあ把握している」と回答した団体に対し、寄付者のうち寄付リピーターの占める人数の割合について聞いたところ、「10%未満」が31.7%で最も高い一方、「90%以上」と回答した団体も20%程度ある。

(3) 公益法人に関する資金の現状

平成18年10月1日現在の公益法人数は24,893法人であり、社団法人12,572法人、財団法人12,321法人である。(以下、公益法人に関するすべての出典は平成19年度の公益法人に関する年次報告書であり、平成18年10月1日現在のデータである。)

① 正味財産

正味財産とは資産から負債を引いた純資産のことである。

表 2-1 公益法人の正味資産の状況

所管官庁	法人種別	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	社団	3,683	665	1,145	508	886	173	306	3,320,893	902
	財団	3,093	147	235	202	931	486	1,092	7,772,830	2,513
都道府県 所管	社団	8,985	2,920	2,904	966	1,474	353	368	1,749,226	195
	財団	9,268	797	1,859	1,326	3,107	954	1,225	6,433,441	694
合 計		24,893	4,482	6,116	2,991	6,373	1,960	2,971	19,203,319	771
		比率(%)	18.0	24.6	12.0	25.6	7.9	11.9		
前年合計		25,263	4,624	6,288	3,042	6,405	1,933	2,971	19,245,430	762
		比率(%)	18.3	24.9	12.0	25.4	7.7	11.8		

出典：平成19年度「公益法人に関する年次報告書」(総務省)

5千万円未満の法人が10,598法人(42.6%)と約4割を占める一方で、10億円以上の法人も2,971法人(11.9%)あり、100億円以上の正味財産を有する法人も281法人ある。

その一方で1千万円未満の法人の中にはマイナス、つまり債務超過状態にある法人も375法人存在している。

② 年間収入額の規模別法人数

表 2-2 年間収入額の規模別法人数

所管官庁		法人数	年間収入額の規模別法人数						年間収入 合計金額 (百万円)	年間収入 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	社団	3,683	260	1,108	708	1,075	230	302	3,080,355	836
	財団	3,093	307	577	336	883	346	644	7,824,531	2,530
都道府県 所管	社団	8,985	2,210	2,886	1,045	2,052	410	382	2,219,034	247
	財団	9,268	2,528	1,986	950	2,099	609	1,096	7,273,390	785
合 計		24,893	5,274	6,546	3,030	6,048	1,589	2,406	20,309,340	816
		比率(%)	21.2	26.3	12.2	24.3	6.4	9.7		
前年合計		25,263	5,399	6,489	3,126	6,151	1,664	2,434	18,199,731	720
		比率(%)	21.4	25.7	12.4	24.3	6.6	9.6		

出典：平成19年度「公益法人に関する年次報告書」（総務省）

年間収入額の合計は20兆3,093億円であり、平均と中央値との間には大きな隔たりがある。

規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人が6,546法人（26.3%）と最多であり、以下、1億円以上5億円未満が6,048法人（24.3%）、1千万円未満が5,274法人（21.2%）と続くことから、収入が小規模な法人が多いことが分かる。

③ 年間収入の構成

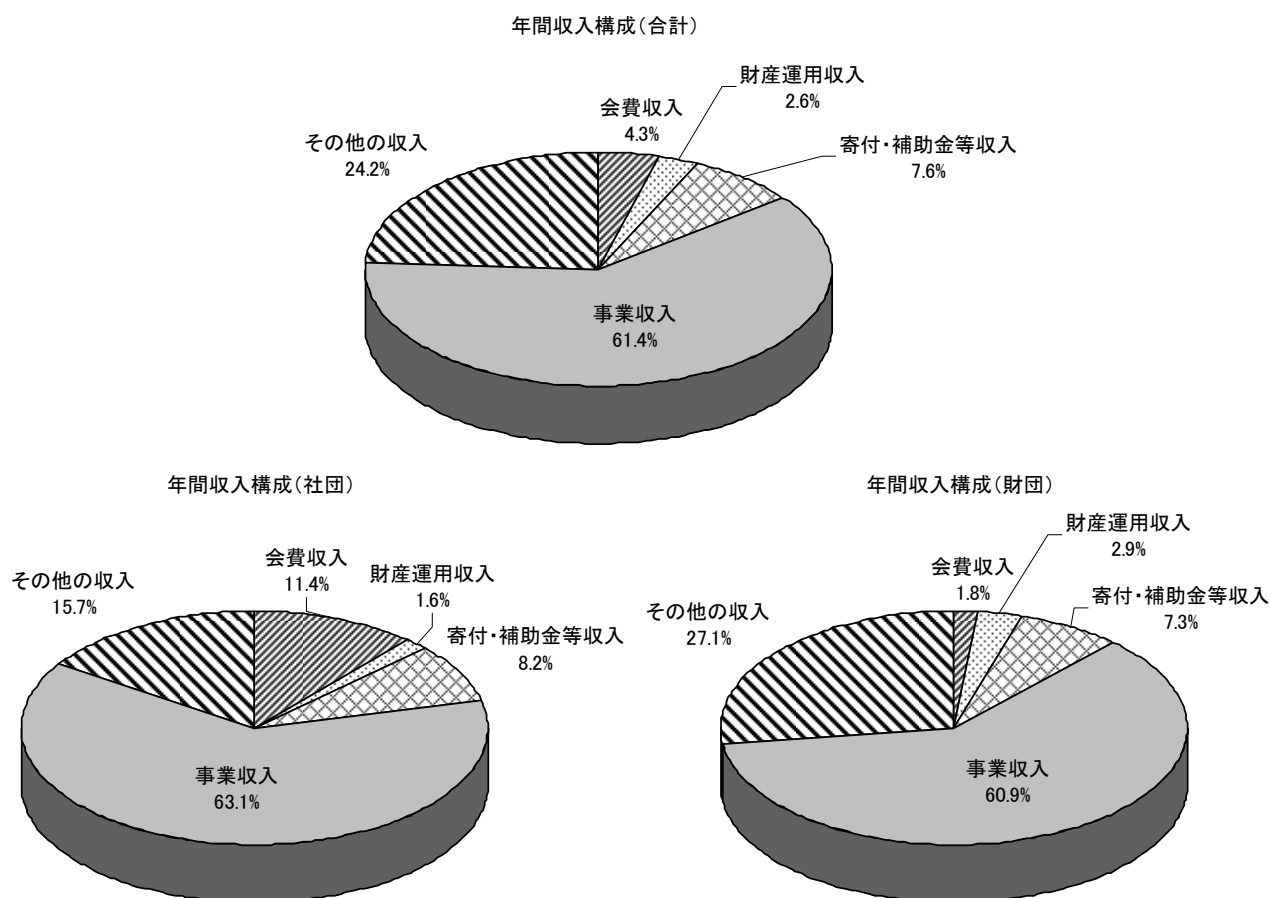


図 2-9 公益法人の年間収入の構成

出典：平成19年度「公益法人に関する年次報告書」（総務省）

公益法人の収入は大きく分けて、会費収入、財産運用収入、寄付・補助金等収入、事業収入等からなっている。年間収入の構成は社団法人、財団法人とも事業収入が約6割を占め、最も多くなっている。寄付・補助金等は7～8%であり、会費収入は社団法人で11.4%、財団法人で1.8%である。なお、会費収入には社団法人の議決権を有する社員からの会費の他、いわゆる賛助会員等からのものも含まれている。

④ 負債額

表 2-3 負債額の規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債 合計金額 (百万円)	負債 平均金額 (百万円)	
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上			
国所管	社団	3,683	1,606	997	312	494	77	197	16,577,741	4,501
	財団	3,093	1,238	552	262	546	160	335	55,783,071	18,035
都道府県 所管	社団	8,985	5,588	1,851	535	628	142	241	4,169,868	464
	財団	9,268	5,028	1,617	625	1,037	296	665	6,954,908	750
合 計		24,893	13,392	4,986	1,725	2,688	667	1,435	83,428,816	3,351
	比率(%)		53.8	20.0	6.9	10.8	2.7	5.8		
前年合計		25,263	13,584	5,029	1,748	2,738	678	1,486	88,847,516	3,517
	比率(%)		53.8	19.9	6.9	10.8	2.7	5.9		

出典：平成19年度「公益法人に関する年次報告書」（総務省）

負債は法人が負っている債務を指す。金銭債務のほか、役務債務、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれるため、単純な融資残高を示すものではないことに注意が必要である。負債額の合計は83兆4,288億円であるが、中央値は724万円である。平均値と中央値との差が大きいののは、債務保証事業を主たる事業とし、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上し巨額の資産額となっている法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられているためである。

(4) ソーシャルビジネスに関する資金の現状

以下、経済産業省産業構造審議会ソーシャルビジネス研究会が行ったソーシャルビジネス（以下、SB）の事業者を対象としたアンケートのデータにより、ソーシャルビジネスに関する資金の現状について整理する。なお、本アンケートは必ずしもわが国のSBのすべてを調査したものではないため、この結果はサンプリングに依存している面がある可能性もあることに留意する必要がある。

① SBの組織形態

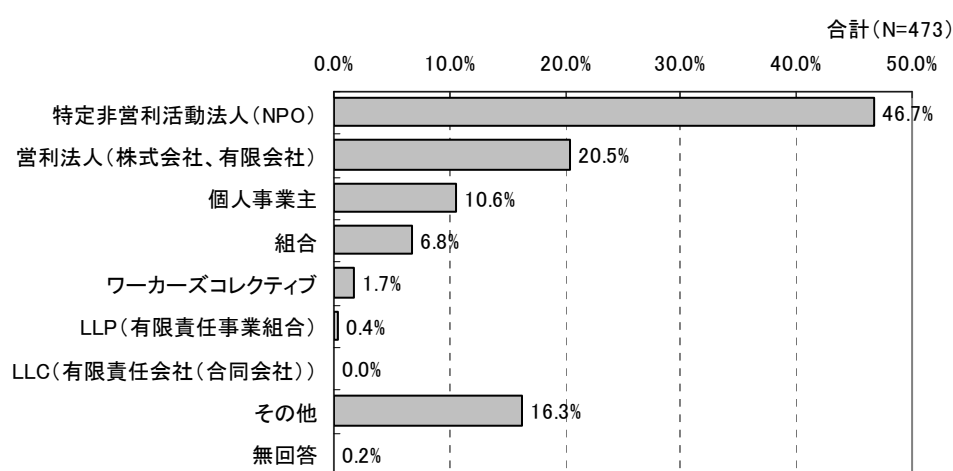


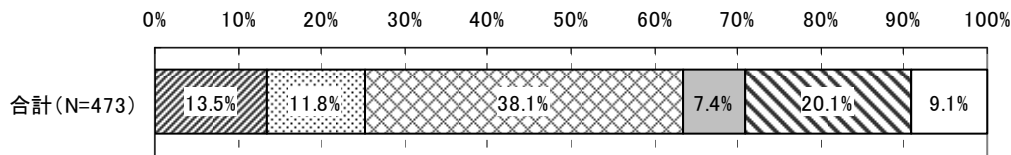
図 2-10 SBの組織形態

出典：ソーシャルビジネス研究会資料（経済産業省）

本アンケートにおけるSBの組織形態は約半数が特定非営利活動法人であり、営利法人は約2割であった。

② SBの収支状況

実施事業の収益状況

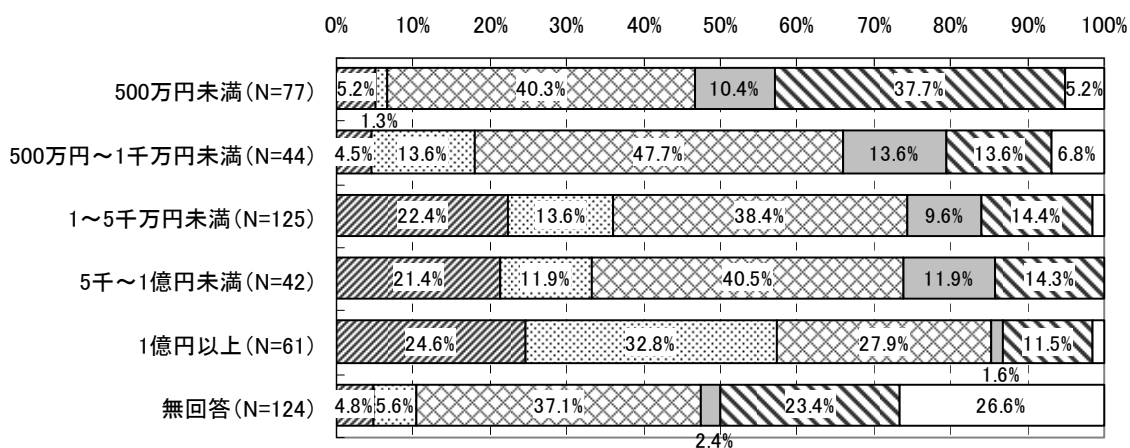


■ 事業収入の5%以上の黒字 □ 事業収入の5%未満の黒字 □ 概ね収支バランス
 □ 事業収入の5%未満の赤字 □ 事業収入の5%以上の赤字 □ 無回答

図 2-11 SBの収益状況

出典：ソーシャルビジネス研究会資料（経済産業省）

SBの収支状況としては、概ねバランスしている団体が38.1%と最も多く、黒字と赤字の団体がそれぞれ25.2%、27.5%と拮抗している。



■ 事業収入の5%以上の黒字 □ 事業収入の5%未満の黒字 □ 概ね収支バランス
 □ 事業収入の5%未満の赤字 □ 事業収入の5%以上の赤字 □ 無回答

図 2-12 SBの収益状況×最新決算期の売上高のクロス集計

出典：ソーシャルビジネス研究会資料（経済産業省）

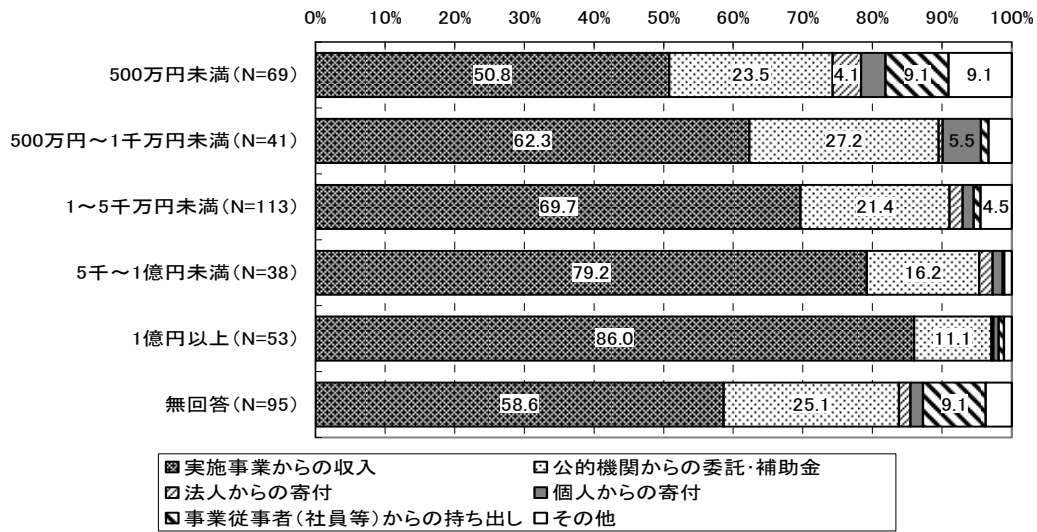


図 2-13 収入源×最新決算期の売上高

出典：ソーシャルビジネス研究会資料（経済産業省）

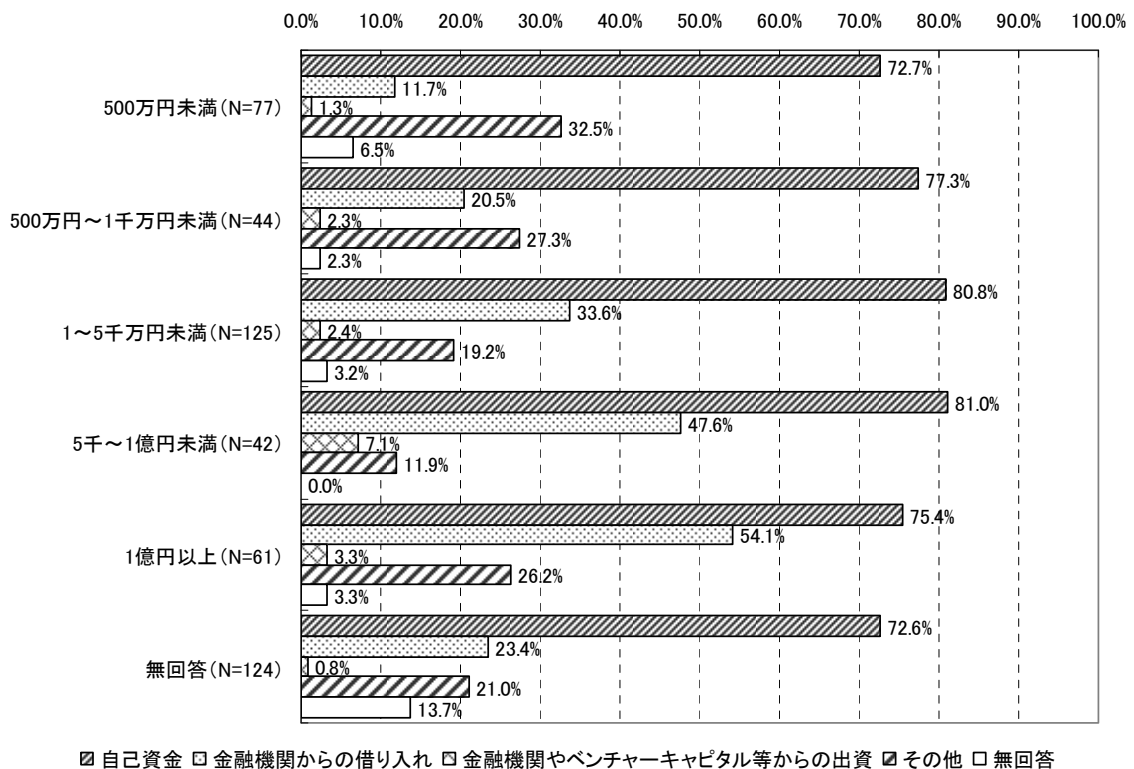


図 2-14 現時点での資金調達先×最新決算期の売上高

出典：ソーシャルビジネス研究会資料（経済産業省）

また、売上高が大きい団体ほど、団体の収益状況が黒字である割合、収入源が実施事業によるものである割合、資金調達について金融機関からの借入を利用する割合が高くなる。逆に事業規模が小さい組織は、収入に占める公的機関からの委託・補助金の割合が高くなり、金融機関からの借入を利用する割合が低くなる。

出資を受け入れている割合が規模の大小にかかわらず1.3%~7.1%とおしなべて低いのは、SBに主として利用されている法人格である特定非営利活動法人については、既に触れたように出資を受け入れられる制度が存在していないことが関係していると考えられる。

なお、出資にあたる制度に関しては、配当はできないものの、最劣後債務であるため貸借対照表上、純資産の部に計上することとなる基金制度が一般社団法人（公益認定を受けるものを含む）に創設される。この基金制度については、SB、コミュニティビジネス、社会的企業や事業型のNPOでの活用の余地があると考えられる。

3. 法人制度間のガバナンス、アカウンタビリティの比較

(1) 本章の主旨

本章では、非営利活動あるいは社会的事業において、選択される可能性がある各種法人制度について、そのガバナンスやアカウンタビリティが法律上どのように規定されているかを整理する。対象としたのは、社会福祉法人、認定NPO法人、公益社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、社団法人（旧）、一般社団法人、協同組合法人（消費生活協同組合、中小企業等協同組合）、株式会社である。ここでの整理は、第1章に示した税制などの整理とあわせて、今後、新たな社会的事業を立ち上げたいと考える創業者や、また現在の法人形態からの転換を検討している団体にとって参考になるものと考えられる。

(2) ガバナンス、アカウンタビリティの比較

次ページ以下に法人制度間のガバナンス、アカウンタビリティについて整理した表を示す。なお、一部、現時点では未施行の条文を含むことに留意されたい。

表 3-1 法人制度間のガバナンス・アカウンタビリティの比較

	社会福祉法人	認定NPO法人	公益社団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	社団法人(旧)	一般社団法人	協同組合法人 (消費生活協同組合)	協同組合法人 (中小企業等協同組合)	営利法人(株式会社)
根拠法令	社会福祉法	租税特別措置法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	特定非営利活動促進法	民法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法	会社法
所轄官庁	厚生労働大臣・都道府県知事・市長(指定都市・中核市に限る)	国税庁長官	内閣総理大臣・都道府県知事	内閣総理大臣・都道府県知事	各大臣・都道府県知事	—	厚生労働大臣・都道府県知事	内閣総理大臣・財務大臣・国土交通大臣・経済産業大臣・組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣・都道府県知事	—
設立形態	認可	—	—	認証	許可	登記	認可	認可	登記
最低人数	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[12条1項4号] ・10人以上	・規定なし(2人以上)	・規定なし(2人以上)	・規定なし(2人以上)	・規定なし(2人以上)	・規定なし(1人以上)
地位・権限	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様 [5条1項14号イ] ・社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと [2条2項1号イ] ・不当な条件を付さないこと	・出資義務・持分なし ・地位の譲渡性なし [11条1項5号] ・社員たる資格の得喪に関する規定一定款による [2条2項1号イ] ・不当な条件を付さないこと	・出資義務・持分なし ・地位の譲渡性なし [37条6項] ・社員たる資格の得喪に関する規定一定款による	[27条] ・経費の負担義務あり ・持分なし ・地位の譲渡性なし [11条1項5号] ・社員たる資格の得喪に関する規定一定款による [38条] ・理事の行為の差し止め請求権	[14条各項] ・組合員の資格 [16条1項] ・出資義務あり [26条1項6号] ・組合員たる資格の得喪に関する規定一定款による [30条の2(会社法360条準用)] ・理事の行為の差し止め請求権	[8条各項] ・組合員の資格 [10条1項] ・出資義務あり [17条] ・地位の譲渡性あり [33条1項5号] ・組合員たる資格の得喪に関する規定一定款による [36条の2(会社法360条準用)] ・理事の行為の差し止め請求権	[34条] ・株式に対する出資義務あり [105条] ・その有する株式につき、剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権等の権利を有する [127条] ・地位の譲渡性あり [360条] ・取締役の行為の差し止め請求権
責任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	・規定なし	[16条5項] ・出資額を限度とする	[10条5項] ・出資額を限度とする	[104条] ・株式の引受価額を限度とする
位置づけ権限	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[14条の5] ・法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う	[63条] ・法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う	[35条1項] ・社員総会は、法律に規定する事項及び法人の組織、運営、管理その他法人に関する一切の事項について決議をすることができる [35条2項] ・理事会設置一般社団法人は社員総会の決定事項を限定することも可能	[43条1項] ・次の事項等は、総会の議決を経なければならない (1) 定款の変更 (2) 規約の設定、変更及び廃止 (3) 組合の解散及び合併 (4) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更	[51条1項] ・次の事項等は、総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止 (3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 (4) 経費の賦課及び徴収の方法 [295条2項] ・取締役会設置会社は株主総会の決定事項を限定することも可能	[295条1項] ・株主総会は、法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる [295条2項] ・取締役会設置会社は株主総会の決定事項を限定することも可能
通常総会	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[14条の2] ・少なくとも年に1回開催	[60条] ・少なくとも年に1回開催	[36条1項] ・少なくとも年に1回開催	[34条] ・少なくとも年に1回開催	[46条] ・少なくとも年に1回開催	[296条1項] ・少なくとも年に1回開催
招集権者	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[14条の2] ・理事	[60条] ・理事	[36条3項] ・理事 [37条2項] ・裁判所の許可を得た社員も可能	[36条1項] ・理事 [36条2項] ・監事(理事の職務を行う者がいない場合等)	[49条2項] ・理事会 [48条] ・行政庁の許可を得た組合員も可能	[296条3項] ・取締役 [297条4項] ・裁判所の許可を得た株主も可能
招集手続・期限	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[14条の4] ・少なくとも5日前	[62条] ・少なくとも5日前	[39条] ・原則1週間前	[38条1項] ・10日前	[49条1項] ・原則10日前	[299条] ・原則2週間前
表決権(議決権)	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様 [5条1項14号ロ] ・社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること (1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること (2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること	[14条の7の1項、4項] ・各社員に平等(定款に別段の定めがある場合を除く)	[65条1項、3項] ・各社員に平等(定款に別段の定めがある場合を除く)	[48条1項] ・各一個の議決権を有する、ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない	[17条1項] ・各々一個の議決権を有する	[11条1項] ・各々一個の議決権を有する	[308条1項] ・その有する株式一株につき一個の議決権を有する

	社会福祉法人	認定NPO法人	公益社団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	社団法人(旧)	一般社団法人	協同組合法人 (消費生活協同組合)	協同組合法人 (中小企業等協同組合)	営利法人(株式会社)
議事録	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[57条1項] ・作成しなければならない [57条4項] ・社員及び債権者は閲覧等が可能	[45条1項] ・作成しなければならない [45条4項] ・組合員及び債権者は閲覧等が可能	[53条の4の1項] ・作成しなければならない [53条の4の4項] ・組合員及び債権者は閲覧等が可能	[318条] ・作成しなければならない
社員提案権	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[43条～45条] ・社員は一定の事項を社員総会の目的とするこの請求が可能	・規定なし	・規定なし	[303条～305条] ・株主は一定の事項を株主総会の目的とするこの請求が可能
社員(組合員・株主)総会関係 成立要件・議決要件	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	[指導監督基準] ・社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること	[49条] ・定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う [42条] ・社員の除名、監事の解任、定款の変更等に関する社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない	[41条1項] ・法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる [42条] ・定款の変更、組合の解散又は合併、組合員の除名等に関しては総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする	[52条1項] ・法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う [309条2項] ・株主に関する重要事項に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上に有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない	[309条1項] ・定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上に有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない
人数	[36条1項] ・3人以上(必置)	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[15条] ・3人以上(必置)	[52条1項] ・1人又は数人 [指導監督基準] ・法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと	[60条1項] ・1人または2人以上(必置) [65条3項] ・理事会設置一般社団法人の場合は3人以上(必置)	[27条1項、2項] ・5人以上(必置)	[35条1項、2項] ・3人以上(必置)	[326条1項] ・1人または2人以上(必置) [331条4項] ・取締役会設置会社の場合は3人以上(必置)
選任・解任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	[指導監督基準] ・社員総会で選任	[63条1項] ・社員総会で選任 [70条1項] ・社員総会で解任 [284条] ・役員は総会の議決事項 [33条] ・組合員は、総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上の連署をもって、役員は、その職を失う	[28条1項] ・定数の定めるところにより、総会において選挙する [40条1項8号] ・解任は総会の議決事項 [33条] ・組合員は、総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上の連署をもって、役員は、その職を失う	[35条3項] ・定款の定めるところにより、総会において選挙する [42条1項] ・組合員は、総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合)にあっては、その割合)以上の連署をもって、役員は、その職を失う	[329条1項] ・株主総会の決議によって選任する [339条1項] ・総会で解任 [854条] ・役員は、その職を失う
任期	[36条2項] ・2年を超えることはできない	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[24条1項] ・2年以内において定款で定める期間	[指導監督基準] ・原則2年	[66条] ・選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで	[30条1項] ・2年以内において定款で定める期間	[36条1項] ・2年以内において定款で定める期間	[332条1項] ・選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
権限等	[38条] ・理事が全ての業務について代表、ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる [39条] ・法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[16条] ・理事がすべての業務について代表、ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる [17条] ・特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する	[52条2項] ・定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は理事の過半数で決する [53条] ・理事がすべての事務について代表、ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはせず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない	[76条1項] ・理事が業務執行 [77条1項] ・理事が法人を代表、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない [77条2項] ・理事が2人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表 [85条] ・著しい損害のおそれについての社員又は監事への報告義務	[30条の4の3項] ・組合の業務の執行は、理事会が決する [30条の3の3項(会社法357条準用)] ・著しい損害のおそれについての監事への報告義務 [30条の3の3項(会社法361条準用)] ・報酬等の具体的な算定方法等の制定・改定についての総会への説明義務	[36条の5] ・組合の業務の執行は、理事会が決する [36条の3の3項(会社法357条準用)] ・著しい損害のおそれについての監事への報告義務 [36条の3の3項(会社法361条準用)] ・報酬等の具体的な算定方法等の制定・改定についての総会への説明義務	[348条1項] ・取締役が業務執行 [349条1項] ・取締役が株式会社を代表、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない [349条2項] ・取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表 [357条] ・著しい損害のおそれについての株主又は監事への報告義務 [361条] ・報酬等の具体的な算定方法等の制定・改定についての株主総会への説明義務

	社会福祉法人	認定NPO法人	公益社団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	社団法人 (旧)	一般社団法人	協同組合法人 (消費生活協同組合)	協同組合法人 (中小企業等協同組合)	営利法人 (株式会社)
理事 (取締役) 関係	代表理事	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[77条3項] ・一般社団法人 (理事会設置一般社団法人を除く。) は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる [90条3項] ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない	[36条の8] ・理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない。	[349条3項] ・株式会社 (取締役会設置会社を除く。) は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる [362条3項] ・取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない
	法人に対する責任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[111条1項] ・その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[38条の2の1項] ・その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[423条1項] ・その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
	第三者に対する責任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[117条1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[38条の3の1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[429条1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う
理事会 (取締役会) 関係	位置づけ・権限	・規定なし	・NPO法人と同様	[5条1項14号ハ] ・理事をもって組織する理事会を設置 (必置) ・その他一般社団法人と同様	・規定なし	・指導監督基準は理事会の設置を前提とした基準を設定	[90条1項] ・すべての理事をもって組織する理事会を設置 (理事会設置一般社団法人のみ) [90条2項] ・法人の業務の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職	[30条の4の1項、2項] ・すべての理事をもって組織する理事会を置かなければならない [30条の4の3項] ・組合の業務の執行は、理事会が決する	[36条の5の1項、2項] ・すべての理事をもって組織する理事会を置かなければならない [36条の5の3項] ・法人の業務執行の決定、取締役の職務執行の監督、代表取締役の選定・解職
	招集権者	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[93条] ・各理事 ・理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事	[30条の5の6項 (会社法366条準用)] ・各理事 ・理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事	[36条の6の6項 (会社法366条準用)] ・各理事 ・理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その取締役
監事 (監査役) 関係	成立要件及び議決要件	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	[指導監督基準] ・理事の多数の意思が適正に反映されるように、理事会の成立要件、議決要件等を定めること	[95条1項] ・議決に加わることができる理事の過半数 (これを上回る割合を定款で定めた場合) にあつては、その割合以上) が出席し、その過半数 (これを上回る割合を定款で定めた場合) にあつては、その割合以上) をもって行う	[30条の5の1項] ・議決に加わることができる理事の過半数 (これを上回る割合を定款で定めた場合) にあつては、その割合以上) が出席し、その過半数 (これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合) にあつては、その割合以上) をもって行う	[36条の6の1項] ・議決に加わることができる理事の過半数 (これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合) にあつては、その割合以上) が出席し、その過半数 (これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合) にあつては、その割合以上) をもって行う
	人数	[36条1項] ・1人以上 (必置)	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[15条] ・1人以上 (必置)	[58条] ・定款又は総会の決議をもって1人又は数人の監事を置くことができる (任意) [指導監督基準] ・必ず1名以上	[60条2項] ・一般社団法人は任意 [61条] ・理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は必置	[27条1項、2項] ・2人以上 (必置)	[35条1項、2項] ・1人以上 (必置)
監事 (監査役) 関係	選任・解任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	[指導監督基準] ・社員総会で選任	[63条1項] ・社員総会で選任 [70条1項] ・社員総会で解任 [284条] ・役員職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が社員総会において否決されたとき等は、一定の社員は、当該社員総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができる	[28条1項] ・定款の定めるところにより、総会において選挙する [40条1項8号] ・解任は総会の議決事項 [33条] ・組合員は、総組合員の5分の1 (これを下回る割合を定款で定めた場合) にあつては、その割合) 以上の連署をもって、役員を再選を請求することができ、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、役員は、その職を失う	[35条3項] ・定款の定めるところにより、総会において選挙する [42条1項] ・組合員は、総組合員の5分の1 (これを下回る割合を定款で定めた場合) にあつては、その割合) 以上の連署をもって、役員を再選を請求することができ、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、役員は、その職を失う
	選任・解任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	[指導監督基準] ・社員総会で選任	[63条1項] ・社員総会で選任 [70条1項] ・社員総会で解任 [284条] ・役員職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が社員総会において否決されたとき等は、一定の社員は、当該社員総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができる	[35条3項] ・定款の定めるところにより、総会において選挙する [42条1項] ・組合員は、総組合員の5分の1 (これを下回る割合を定款で定めた場合) にあつては、その割合) 以上の連署をもって、役員を再選を請求することができ、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、役員は、その職を失う	[329条1項] ・株主総会の決議によって選任する [339条1項] ・総会で解任 [854条] ・役員職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき等は、一定の株主は、当該株主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができる

	社会福祉法人	認定NPO法人	公益社団法人	特定非営利活動法人(NPO法人)	社団法人(旧)	一般社団法人	協同組合法人(消費生活協同組合)	協同組合法人(中小企業等協同組合)	営利法人(株式会社)	
監事(監査役)関係	任期	[36条2項] ・2年を超えることはできない	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[24条1項] ・2年以内において定款で定める期間	[指導監督基準] ・原則2年	[66条] ・選任後4年以内(2年以内とする可)に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の最終の時まで	[30条2項] ・4年以内において定款で定める期間	[36条2項] ・4年以内において定款で定める期間	[336条1項] ・選任後4年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時まで
	権限等	[40条1号] ・業務監査 [40条2号] ・財産状況監査 [40条3号] ・評議員会又は所轄庁への報告義務 [40条4号] ・評議員会招集権 [40条5号] ・理事に対する意見具申	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	[18条1号] ・理事の業務監査 [18条2号] ・財産状況監査 [18条3号] ・社員総会又は所轄庁報告義務 [18条4号] ・社員総会招集権 [18条5号] ・理事に対する意見陳述	[59条1号] ・財産状況監査 [59条2号] ・理事の業務監査 [59条3号] ・社員総会又は主務官庁報告義務 [59条4号] ・社員総会招集権	[71条] ・会計監査人の解任権 [72条1項、2項] ・監事の選任議案への同意権、議案提出請求権 [73条1項、2項] ・会計監査人の選任・解任議案への同意権、議案提出請求権 [74条1項、2項] ・監事の選任・解任・辞任についての総会への意見陳述権 [75条1項、2項] ・監事の選任・解任・辞任についての総会への理由陳述権 [99条1項] ・理事の業務監査 [99条2項、3項] ・業務・財産状況監査(子法人含む) [100条] ・理事への報告義務 [101条1項] ・理事会への出席義務、理事会の招集請求・招集 [102条] ・社員総会に対する報告義務 [103条] ・理事の行為の差止め [104条] ・監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表	[30条の3の2項] ・理事の業務監査 [30条の3の3項(会社法343条1項、2項準用)] ・監事の選任議案への同意権、議案提出請求権 [30条の3の3項(会社法345条1項、2項準用)] ・監事の選任・解任・辞任についての総会への意見陳述権 [30条の3の3項(会社法381条2項、3項準用)] ・業務・財産状況監査(子会社含む) [30条の3の3項(会社法382条準用)] ・理事への報告義務 [30条の3の3項(会社法383条1項～3項準用)] ・理事会への出席義務、理事会の招集請求・招集 [30条の3の3項(会社法384条準用)] ・総会に対する報告義務 [30条の3の3項(会社法385条準用)] ・理事の行為の差止め [30条の3の3項(会社法386条準用)] ・組合と理事との間の訴えにおける組合の代表	[36条の3の2項] ・理事の業務監査 [36条の3の3項(会社法343条1項、2項準用)] ・監事の選任議案への同意権、議案提出請求権 [36条の3の3項(会社法344条1項、2項準用)] ・会計監査人の選任・解任議案への同意権、議案提出請求権 [36条の3の3項(会社法345条1項、2項準用)] ・監事の選任・解任・辞任についての総会への意見陳述権 [36条の3の3項(会社法345条1項、2項準用)] ・監事の選任・解任・辞任についての総会への理由陳述権 [36条の3の3項(会社法381条2項、3項準用)] ・業務・財産状況監査(子会社含む) [36条の3の3項(会社法382条準用)] ・理事への報告義務 [36条の3の3項(会社法383条1項～3項準用)] ・理事会への出席義務、理事会の招集請求・招集 [36条の3の3項(会社法384条準用)] ・総会に対する報告義務 [36条の3の3項(会社法385条準用)] ・理事の行為の差止め [36条の3の3項(会社法386条準用)] ・組合と理事との間の訴えにおける組合の代表	[343条1項、2項] ・監査役の選任議案への同意権、議案提出請求権 [344条1項、2項] ・会計監査人の選任・解任議案への同意権、議案提出請求権 [381条1項] ・取締役の業務監査 [381条2項、3項] ・業務・財産状況監査(子会社含む) [382条] ・取締役への報告義務 [383条1項～3項] ・取締役への出席義務、取締役会の招集請求・招集 [384条] ・株主総会に対する報告義務 [385条] ・取締役の行為の差止め [386条] ・会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表 [399条] ・会計監査人の報酬等についての同意権
	法人に対する責任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[111条1項] ・その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[31条の3の1項] ・その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[38条の2の1項] ・その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[423条1項] ・その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
第三者に対する責任	・規定なし	・NPO法人と同様	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[117条1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[31条の4の1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[38条の3の1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[429条1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	
外部監査関係	設置義務の有無	・規定なし	[租税特別措置法施行令39条の23の1項3号] ・会計について、公認会計士または監査法人による監査を受けていること(ただし、一定の帳簿書類を備えることにより監査に代えることができる)	[5条2項12号] ・会計監査人を置くものであること、ただし、最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が1000億円以下の場合等を除く	・規定なし	[公益法人の指導監督体制の充実等について] ・各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人に対し、公認会計士等による監査を受けよう要請する	[60条2項] ・会計監査人を置くことができる [62条] ・大規模一般社団法人は必置	[31条の8の1項] ・共済事業を行う組合であって、最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円を超える場合は、会計監査人による監査を受けなければならない	[40条の2の1項] ・共済事業を行う組合であって、最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円を超える場合は、会計監査人による監査を受けなければならない	[326条2項] ・会計監査人を置くことができる [327条5項、328条] ・委員会設置会社、大企業は必置
	選任・解任	・規定なし	・規定なし	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[63条1項] ・社員総会で選任 [70条1項] ・総会で解任 [71条1項] ・監査役による解任	[31条の8の3項(会社法329条1項準用)] ・総会で選任 [31条の8の3項(会社法339条1項準用)] ・総会で解任 [31条の8の3項(会社法340条1項準用)] ・監査役による解任	[40条の2の3項(会社法329条1項準用)] ・総会で選任 [40条の2の3項(会社法339条1項準用)] ・総会で解任 [40条の2の3項(会社法340条1項準用)] ・監査役による解任	[329条1項] ・株主総会の決議によって選任する [339条1項] ・総会で解任 [340条1項] ・監査役による解任
	任期	・規定なし	・規定なし	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[69条1項] ・選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の最終の時まで	[31条の8の3項(会社法338条1項準用)] ・選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の最終の時まで	[40条の2の3項(会社法338条1項準用)] ・選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の最終の時まで	[338条1項] ・選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時まで

	社会福祉法人	認定NPO法人	公益社団法人	特定非営利活動法人(NPO法人)	社団法人(旧)	一般社団法人	協同組合法人(消費生活協同組合)	協同組合法人(中小企業等協同組合)	営利法人(株式会社)
権限	・規定なし	・規定なし	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[107条1項～3項] ・会計監査(子法人含む) [108条] ・監事への報告義務 [109条] ・定時社員総会における意見陳述 [74条4項] ・会計監査人の選任・解任・辞任についての意見陳述権 ・辞任・解任後の総会での辞任理由・意見の陳述権	[31条の8の3項(会社法396条1項～3項準用)] ・会計監査(子会社含む) [31条の8の3項(会社法397条1項準用)] ・監事への報告義務 [31条の8の3項(会社法398条1項準用)] ・定時総会における意見陳述 [31条の8の3項(会社法345条1項、2項準用)] ・会計監査人の選任・解任・辞任についての意見陳述権 ・辞任後の総会での辞任理由の陳述権	[40条の2の3項(会社法396条1項～3項準用)] ・会計監査(子会社含む) [40条の2の3項(会社法397条1項準用)] ・監事への報告義務 [40条の2の3項(会社法398条1項準用)] ・定時総会における意見陳述 [40条の2の3項(会社法345条1項、2項準用)] ・会計監査人の選任・解任・辞任についての意見陳述権 ・辞任後の総会での辞任理由の陳述権	[396条1項～3項] ・会計監査(子会社含む) [397条1項] ・監査役への報告義務 [398条1項] ・定時株主総会における意見陳述 [345条1項、2項] ・会計監査人の選任・解任・辞任についての意見陳述権 ・辞任後の総会での辞任理由の陳述権
責任	・規定なし	・規定なし	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[111条1項] ・その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[31条の8の4項(31条の3の1項準用)] ・その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[40条の2の4項(38条の2の1項準用)] ・その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	[423条1項] ・その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
外部監査関係 第三者に対する責任	・規定なし	・規定なし	・一般社団法人と同様	・規定なし	・規定なし	[117条1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[31条の8の4項(31条の4の1項準用)] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[40条の2の4項(38条の3の1項準用)] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う	[429条1項] ・その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う
会計基準	(社会福祉法人) ・社会福祉法人会計基準(介護保険事業) ・指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	・NPO法人と同様	・公益法人会計基準(公益認定等委員会において検討中(平成20年3月末時点))	・規定なし。ただし、所轄官庁のガイドラインは旧公益法人会計基準にのっとったものが多いとされる	・公益法人会計基準(平成16年10月16日:公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)	[119条] ・一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする:公益法人会計基準、企業会計原則等	[51条の3] ・一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする:生協会計基準(日本生活協同組合連合会作成)	[57条の6] ・一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする:中小企業等協同組合法計基準(全国中小企業団体中央会作成)	[431条] ・一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする
作成書類	[44条2項] ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 (社会福祉法人) ・資金収支計算書 ・事業活動収支計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・資金収支内訳表 ・事業活動収支内訳表(介護保険事業) ・収支計算書 ・事業活動計算書 ・貸借対照表 ・介護サービス事業別事業活動計算書	NPO法人と同様のものに加えて [21条1項] ・租税特別措置法施行令39条の23の8項(ほか) ・役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程 ・助成金の支給に関して事前及び事後に国税庁に提出した書類の写し ・海外への送金等(200万円以下のものを除く)に関して事前又は事後に国税庁に提出した書類の写し ・収入の明細(収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他資金に関する事項を記載した書類等) ・寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類等	一般財団法人と同様のものに加えて [21条1項] ・事業計画書 ・収支計算書 ・役員名簿 ・前年の役員全員の氏名等 ・社員のうち、10人以上の者の氏名等	[28条1項] ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・役員名簿 ・前年の役員全員の氏名等 ・社員のうち、10人以上の者の氏名等	[51条1項2項] ・財産目録 [31条] [指導監督基準] ・定款または寄付行為 ・役員名簿 ・社員名簿 ・事業報告書 ・収支計算書 ・正味財産増減計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・事業計画書 ・収支計算書	[13条] ・定款 [31条] ・社員名簿 [123条2項] ・貸借対照表 ・損益計算書 ・事業報告書 ・収支計算書 ・正味財産増減計算書及び無形固定資産の明細、引当金の明細その他内容を補足する重要な事項) ・事業報告の附属明細書(内容を補足する重要な事項)	[25条の2の1項] ・組合員名簿 [26条] ・定款 [26条の2] ・規約(任意) [31条の7の2項] ・貸借対照表 ・損益計算書 ・剰余金処分案又は損失処理案 ・事業報告書 ・附属明細書	[10条の2の1項] ・組合員名簿 [33条] ・定款 [34条] ・規約(任意) [40条] ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・剰余金処分案又は損失処理案 ・事業報告書	[26条] ・定款 [121条1項] ・株主名簿 [435条] ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表
備置閲覧の場所と閲覧が可能な者	[44条4項] ・法人の事務所にて、利害関係者(利用者等)が閲覧可能	[租税特別措置法施行令39条の23の1項第5号] ・法人の事務所にて、一般の閲覧が可能	[21条4項] ・法人の事務所にて、一般の閲覧が可能	[28条2項] ・法人の事務所にて、社員及び利害関係者の閲覧が可能	[指導監督基準] ・法人の事務所にて、一般の閲覧が可能 ※補足 [インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて] ・インターネットによる公開を要請	[129条3項] ・法人の事務所にて、社員及び債権者の閲覧が可能	[26条の5の2項、31条の7の1項] ・法人の事務所にて、組合員及び債権者の閲覧が可能	[34条の2の2項、40条12項] ・法人の事務所にて、組合員及び債権者の閲覧が可能	[31条2項、125条2項、378条2項、442条3項、496条2項] ・法人の本店及び支店にて、株主及び債権者の閲覧が可能
所轄庁における備置閲覧の可否	[59条1項] ・所轄官庁に書類は提出されるものの、閲覧は不可	[租税特別措置法施行令39条の23の9項] ・税務署にて一般の閲覧が可能	[22条2項] ・所轄庁にて、一般の閲覧が可能	[29条2項] ・所轄庁にて、一般の閲覧が可能	[指導監督基準] ・所轄庁にて、一般の閲覧が可能	規定なし	・規定なし、閲覧は不可	・規定なし、閲覧は不可	・規定なし

- ①[指導監督基準]:『公益法人の設立許可及び指導監督基準』
- ②[公益法人の指導監督体制の充実等について]:「平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ」
- ③上記表は以下の資料をもとに作成
- ・行政改革推進事務局:公益法人制度改革に関する有識者会議第12回参考資料1「各法人制度比較表」
 - ・馬場英朗:「NPOディスクロージャーの現状と課題－アカウンタビリティとのミスマッチ解消に向けて」『ノンプロフィットレビュー』 2005.2
 - ・田中弥生:『NPOが自立する日－行政の下請け化に未来はない』 日本評論社 2006.10
 - ・国税庁:「認定NPO法人制度の手引き」 2006.7
 - ・新公益法人制度研究会:『一問一答公益法人関連三法』 商事法務 2006.12
 - ・目崎雅之編著:『改正消費生活協同組合法』 大成出版社 2007.8
 - ・中小企業庁創業連携推進課監修／全国中小企業団体中央会編集:『中小企業等協同組合法逐条解説』第一法規 2007.11
 - ・全国中小企業団体中央会:「新しい中小企業組合制度の概要」2007.5